

# 第 50 回 甲種防火管理新規講習【案内】（一般）

峡北広域行政事務組合消防本部

## 1 講習の種類

この講習は、消防法第 8 条第 1 項の規定による、防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、消防長が防火管理者の資格を付与するために行う、甲種防火管理新規講習です。

## 2 講習の日時・場所及び定員

日 時 : 令和 2 年 11 月 12 日（木）～11 月 13 日（金）の 2 日間

（予備日） : 令和 2 年 12 月 16 日（水）～12 月 17 日（木）の 2 日間

※両日とも午前 8 時 50 分～午後 4 時 20 分まで

（ 2 日間受講しなければ資格は取得できません。）

場 所 : 峡北広域環境衛生センター（エコパークたつおか）

【 韮崎市龍岡町下條南割 1895 】

定 員 : 指定を行った対象物を優先していますので受講募集人数は、若干名となります。

## 3 受講対象

防火対象物の種別		収容人員	延面積	必要な資格
特定用途 防火対象物	老人ホーム グループホームなど	10 人以上	全 部	甲種防火管理者
	劇場・店舗 飲食店・ホテル 病院など	30 人以上	300 m <sup>2</sup> 以上	甲種防火管理者
			300 m <sup>2</sup> 未満	乙種防火管理者
非特定用途 防火対象物	共同住宅 学校・工場 事務所 など	50 人以上	500 m <sup>2</sup> 以上	甲種防火管理者
			500 m <sup>2</sup> 未満	乙種防火管理者

上記防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる方

※乙種防火管理講習は行いませんが、甲種防火管理講習を受講した者であれば選任できますので、この機会に受講してください。

#### 4 受講願書の受付

(1) 受付日時 令和2年10月14日(水)～16日(金)までの3日間  
午前9時00分～午後5時00分

(2) 受付場所 峡北広域行政事務組合 消防本部2階「予防課」  
【 韮崎市本町四丁目8番36号 】

(3) 問合せ先

- ・消防本部予防課 0551-23-7119
- ・韮崎消防署 0551-23-1499
- ・須玉分署 0551-42-2449
- ・白州分署 0551-35-2155
- ・双葉分署 0551-28-0119
- ・北杜消防署 0551-32-2508
- ・高根分署 0551-47-2099
- ・小淵沢分署 0551-36-3311

#### 5 受講申込

- (1) 受講希望者は願書（印鑑必要）へ4,000円（テキスト代等を含む）を添えて本人が直接申し込むこと。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証・健康保険証等）を持参してください。
- (2) 願書への貼付写真は、縦4cm・横3cmの大きさに6ヶ月以内に撮影した単身、無帽、正面、上半身で背景の無い写真1枚が必要となります。
- (3) 願書は、峡北広域行政事務組合消防本部のホームページからダウンロードできるほか、峡北消防本部管内の消防署・分署にも準備してあります。
- (4) 郵送等による申込みは、一切受け付けません。
- (5) 受講申込時に、整理券を発行し、テキストは当日の配布となります。

#### ※【返金について】

申込み後の受講取り消し、また、体調不良等（新型コロナウイルス感染症対策により受講を見合わせて頂いた場合も含む。）により受講できなかった場合も、一切返金はできません。ただし、講習会自体が中止となった場合は、返金をいたします。

#### 6 講習科目の一部受講免除

次の資格を有する方は、一部講習免除が可能ですので資格の免状を添えて申し出てください。

対象者（有資格者）	受講免除科目
消防設備点検資格者講習修了者	防火管理の意義と制度の概要
自衛消防業務講習修了者	

## 7 注意事項

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参し、整理券を持ってきてください。(整理券は受講申込時に発行します。)
- (2) 欠席・遅刻・早退の受講者には、「修了証」は交付できません。
- (3) 講義中、携帯電話等の音の鳴る機器は、電源を切るようにしてください。
- (4) 昼食は各自で用意してください。
- (5) 建物内に自動販売機がないため、飲み物は各自で用意してください。
- (6) 当日は個々にゴミを持ち帰ってください。

## 8 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 受付時は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）程度の対人距離を確保する。
- (2) 受付時に体温測定を実施する。  
※体温が37.5度以上の場合は、受講を見合わせて頂きます。
- (3) 体調が優れない場合（咳、喉の痛みなど）は受講を見合わせて頂きます。
- (4) マスクの着用を徹底する。
- (5) 手洗い、手指の消毒を実施する。
- (6) 受講時は、机1脚に対して1人掛けを徹底し、1mの対人距離を確保する。
- (7) 定期的な換気を行う。

# 第50回 甲種防火管理新規講習会日程表

講習日:令和2年11月12・13日 ※予備日:令和2年12月16・17日

峡北広域行政事務組合消防本部

	受講科目	時間	所要時間
一 日 目	受 付	8:50 ~ 9:20	30分
	受 講 案 内	9:20 ~ 9:25	5分
	あ い さ つ	9:25 ~ 9:30	5分
	防火管理の意義と制度の概要	9:30 ~ 11:00	90分
	火 災 の 現 象	11:10 ~ 12:00	50分
	《 昼 食 》	12:00 ~ 13:00	60分
	出火防止と収容人員の管理	13:00 ~ 14:00	60分
	施設・設備の維持管理	14:10 ~ 15:10	60分
	危険物の安全管理	15:20 ~ 16:20	60分
二 日 目	受 付	8:50 ~ 9:10	20分
	自 衛 消 防	9:10 ~ 10:00	50分
	防火管理の進め方と消防計画①	10:10 ~ 11:00	50分
	防火管理の進め方と消防計画②	11:10 ~ 12:00	50分
	《 昼 食 》	12:00 ~ 13:00	60分
	視 聴 覚	13:00 ~ 13:20	20分
	地 震 対 策	13:30 ~ 14:20	50分
	消防設備等の操作要領	14:30 ~ 15:20	50分
	効 果 測 定	15:30 ~ 16:00	30分
	修 了 証 交 付	16:10 ~ 16:20	10分